

議事日程 (第3号)

令和2年12月16日 午前9時00分開議

日程第1 諸報告

日程第2 発言の取り消しについて

日程第3 諸報告

(1) 議長の報告

①委員会所管事務調査の報告

日程第4 同意第5号 大刀洗町固定資産評価審査委員会の委員の選任について

日程第5 議案第50号 大刀洗町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

日程第6 議案第51号 大刀洗町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第7 議案第52号 久留米広域市町村圏事務組合において共同処理する事務の変更及び久留米広域市町村圏事務組合規約の変更に関する協議について

日程第8 議案第53号 久留米広域市町村圏事務組合において共同処理する事務の変更及び久留米広域市町村圏事務組合規約の変更に伴う財産処分に関する協議について

日程第9 議案第54号 令和2年度大刀洗町一般会計補正予算 (第7号) について

日程第10 議案第55号 令和2年度大刀洗町国民健康保険特別会計補正予算 (第3号) について

日程第11 議案第56号 令和2年度大刀洗町後期高齢者医療保険特別会計補正予算 (第2号) について

日程第12 議案第57号 令和2年度大刀洗町下水道事業特別会計補正予算 (第3号) について

日程第13 議案第58号 令和2年度大刀洗町一般会計補正予算 (第8号) について

日程第14 請願第2号 全企業へ『永久劣後ローン』融資制度の創設を求める決議を要望する請願

日程第15 発議第3号 全企業へ「永久劣後ローン」融資制度の創設を求める意見書

日程第16 閉会中の継続調査申出について (総務文教厚生委員会、建設経済委員会、議会広報委員会、議会運営委員会)

---

本日の会議に付した事件

日程第1 諸報告

日程第2 発言の取り消しについて

日程第3 諸報告

(1) 議長の報告

①委員会所管事務調査の報告

日程第4 同意第5号 大刀洗町固定資産評価審査委員会の委員の選任について

日程第5 議案第50号 大刀洗町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

日程第6 議案第51号 大刀洗町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第7 議案第52号 久留米広域市町村圏事務組合において共同処理する事務の変更及び久留米広域市町村圏事務組合規約の変更に関する協議について

日程第8 議案第53号 久留米広域市町村圏事務組合において共同処理する事務の変更及び久留米広域市町村圏事務組合規約の変更に伴う財産処分に関する協議について

日程第9 議案第54号 令和2年度大刀洗町一般会計補正予算（第7号）について

日程第10 議案第55号 令和2年度大刀洗町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について

日程第11 議案第56号 令和2年度大刀洗町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第2号）について

日程第12 議案第57号 令和2年度大刀洗町下水道事業特別会計補正予算（第3号）について

日程第13 議案第58号 令和2年度大刀洗町一般会計補正予算（第8号）について

日程第14 請願第2号 全企業へ『永久劣後ローン』融資制度の創設を求める決議を要望する請願

日程第15 発議第3号 全企業へ「永久劣後ローン」融資制度の創設を求める意見書

日程第16 閉会中の継続調査申出について（総務文教厚生委員会、建設経済委員会、議会広報委員会、議会運営委員会）

出席議員（11名）

1番 森田 勝典	2番 隠塚 春子
3番 平田 康雄	4番 野瀬 繁隆
5番 黒木 徳勝	7番 平山 賢治
8番 東 義一	9番 古賀 世章
10番 松熊武比古	11番 高橋 直也
12番 安丸眞一郎	

---

欠席議員（なし）

---

欠 員（1名）

---

事務局出席職員職氏名

議会事務局長 棚町 瑞樹

---

説明のため出席した者の職氏名

町長 ……………	中山 哲志	副町長 ……………	大浦 克司
教育長 ……………	倉鍵 君明	総務課長 ……………	重松 俊一
税務課長 ……………	山田 恭恵	福祉課長 ……………	平田 栄一
地域振興課長 ……………	村田 まみ	産業課長 ……………	佐々木大輔
建設課長 ……………	田中 豊和	子ども課長 ……………	松元 治美
健康課長 ……………	早川 正一	生涯学習課長 ……………	矢野 智行
会計課長 ……………	佐田 裕子	住民課長 ……………	矢永 孝治
財政係長 ……………	福岡 信義	人事法制係長 ……………	堀内 智史
監査委員 ……………	村山真知子		

---

開議 午前9時00分

○議長（安丸眞一郎） おはようございます。

現在の出席議員は11人です。

ただいまから、令和2年第10回大刀洗町議会定例会を再開します。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

議事日程により議事を進めますので、御協力のほどお願いいたします。

---

### 日程第1. 諸報告

○議長（安丸眞一郎） 日程第1、諸報告を行います。

過日、議会運営委員会を開催し、協議をいたしております。

この際、議会運営委員長の報告を求めます。黒木徳勝委員長、登壇して報告願います。黒木委員長。

○議会運営委員長（黒木 徳勝） 皆さん、おはようございます。議会運営委員長の黒木徳勝でございます。議会運営について、協議結果を御報告申し上げます。

委員会は、12月8日の午前10時41分から協議会室において開催し、出席委員は5名でした。安丸議長及び執行部側から重松総務課長の出席を得て、協議いたしました。

協議の結果、議案第58号、令和2年度大刀洗町一般会計補正予算（第8号）について協議、最終日の日程に追加することに決定いたしました。

その後、執行部より、補正予算（第8号）について、提案内容の変更の申出がありましたので、12月14日午前9時から協議会室において開催し、出席委員は5名でした。安丸議長及び執行部側から重松総務課長の出席を得て、協議いたしました。

議事日程表をご覧ください。

協議の結果、議案第58号令和2年度大刀洗町一般会計補正予算（第8号）について、本日の日程の第13に追加することに決定いたしました。

また、建設経済委員長より、初日の閉会中の委員会所管事務調査の報告の発言取り消し申出がありましたので、本日、午前8時40分から議会運営委員会を開催し、委員5名及び安丸議長の出席を得て協議の結果、発言取り消し1本を本日の日程に追加することに決定いたしました。

以上で、報告を終わります。

○議長（安丸眞一郎） これで諸報告を終わります。

---

## 日程第2. 発言の取り消しについて

○議長（安丸眞一郎） 日程第2、発言の取り消しについてを議題といたします。

松熊武比古建設経済委員長から、12月8日の建設経済委員会所管事務調査の報告における発言について、会議規則第64条の規定により、お手元に配付しました発言取消し申出書に記載した部分を取り消したいとの申出がありました。

お諮りいたします。これを許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安丸眞一郎） 異議なしと認めます。したがって、松熊武比古建設経済委員長からの発言取消しの申出を許可することと決定しました。

---

## 日程第3. 諸報告

○議長（安丸眞一郎） 日程第3、諸報告を行います。

委員会所管事務調査の報告を行います。先ほど、建設経済委員会所管事務調査の報告における発言について取消しがございましたので、改めて報告を求めます。

建設経済委員会、松熊武比古委員長、登壇して報告願います。松熊委員長。

○建設経済委員長（松熊武比古） 12月8日に建設経済委員会の報告をいたしました。漏れもあり、メモを書いておりませんでしたので、若干間違った部分がありまして、前回の発言については取消しをお願いしたところでございます。

閉会中の建設経済委員会の報告を新たにここでさせていただきたいというふうに思っております。

令和2年の10月22日13時30分より、安丸議長に出席いただき、全建設経済委員で協議をいたしました。

審議事項については、防災行政無線について。先行事例の近隣市町村、小郡市、筑前町の現地視察の日程調整を行いました。

それから、2番目に、令和3年度の計画について。

令和3年の5月、梅雨時前に大刀洗町における河川整備の状況等についての研修、8月に熊本県阿蘇大橋災害復旧の視察、11月には岡山県井原市、これは6次産業、倉敷市、災害復旧調査と、2月には柳川市、6次産業、高菜漬け等の研修というのを計画しております。

令和2年の11月13日9時半から、出席者全委員と安丸議長に出席いただいて、防災無線の導入時期と活用効果について調査を行いました。

午前中に小郡市を視察してまいりました。平成25年から27年度に設計、それから施工ということで、小郡市の場合はなされております。事業費が2億4,000万円、緊急防災減災事業

債を適用して行われております。屋外拡声器で親機が2局、それから固定子局が60か所という設備です。屋外スピーカーからの音声放送という性質上、気象条件や場所によって聞き取りにくい地域もございます。これは適宜、改善を行う。

平成30年に電話による自動応答システムを導入してあります。

午後、筑前町の視察を行いました。

平成25年から27年度に調査、設計、施工ということで、28年度に筑前町は導入されております。事業費が5億2,000万円、戸別受信機2万7,000円、合併特例債を適用されて設置されております。

屋外拡声器型で、親局が1局、それから屋外子局が38局設置されております。

戸別受信機を各戸に無償貸与と、要望の方には無償貸与してやっているということでございます。

帰庁後、委員会で意見交換を行いまして、視察結果を踏まえ意見集約を行い、早い時期に議会としての対応を行うことといたしました。

以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） これで、議長報告を終わります。

---

#### 日程第4. 同意第5号 大刀洗町固定資産評価審査委員会の委員の選任について

○議長（安丸眞一郎） 日程第4、同意第5号大刀洗町固定資産評価審査委員会の委員の選任についてを議題といたします。

これから、1日目に続き質疑を行います。質疑ございませんか。

[なし]

○議長（安丸眞一郎） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論は原案に対する反対討論、次に賛成討論と交互に行います。討論ございませんか。

[なし]

○議長（安丸眞一郎） 討論なしと認めます。

これから、同意第5号大刀洗町固定資産評価審査委員会の委員の選任についてを採決いたします。本案は原案のとおり同意することに賛成の議員は起立願います。

[議員10名中起立10名]

○議長（安丸眞一郎） 起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決しました。

---

日程第5. 議案第50号 大刀洗町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（安丸眞一郎） 日程第5、議案第50号大刀洗町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これから、1日目に続き質疑を行います。質疑ございませんか。

〔なし〕

○議長（安丸眞一郎） 質疑なしと認めます。これから討論を行います。討論は原案に対する反対討論、次に賛成討論と交互に行います。討論ございませんか。

〔なし〕

○議長（安丸眞一郎） 討論なしと認めます。

これから、議案第50号大刀洗町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。本案は原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

〔議員10名中起立10名〕

○議長（安丸眞一郎） 起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決しました。

---

日程第6. 議案第51号 大刀洗町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（安丸眞一郎） 日程第6、議案第51号大刀洗町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これから、1日目に続き質疑を行います。質疑ございませんか。

〔なし〕

○議長（安丸眞一郎） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論は原案に対する反対討論、次に賛成討論と交互に行います。討論ございませんか。

〔なし〕

○議長（安丸眞一郎） 討論なしと認めます。

これから、議案第51号大刀洗町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。本案は原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

〔議員10名中起立10名〕

○議長（安丸眞一郎） 起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決しました。

---

日程第7. 議案第52号 久留米広域市町村圏事務組合において共同処理する事務の変更及び久留米広域市町村圏事務組合同規約の変更に関する協議について

○議長（安丸眞一郎） 日程第7、議案第52号久留米広域市町村圏事務組合において共同処理する事務の変更及び久留米広域市町村圏事務組合同規約の変更に関する協議についてを議題といたします。

これから、1日目に続き質疑を行います。質疑ございませんか。

[なし]

○議長（安丸眞一郎） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（安丸眞一郎） 討論なしと認めます。

これから、議案第52号久留米広域市町村圏事務組合において共同処理する事務の変更及び久留米広域市町村圏事務組合同規約の変更に関する協議についてを採決いたします。本案は原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

[議員10名中起立10名]

○議長（安丸眞一郎） 起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決しました。

---

日程第8. 議案第53号 久留米広域市町村圏事務組合において共同処理する事務の変更及び久留米広域市町村圏事務組合同規約の変更に伴う財産処分に  
関する協議について

○議長（安丸眞一郎） 日程第8、議案第53号久留米広域市町村圏事務組合において共同処理する事務の変更及び久留米広域市町村圏事務組合同規約の変更に伴う財産処分に  
関する協議についてを議題といたします。

これから、1日目に続き質疑を行います。質疑ございませんか。

[なし]

○議長（安丸眞一郎） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ございませんか。

[なし]

○議長（安丸眞一郎） 討論なしと認めます。

これから、議案第53号久留米広域市町村圏事務組合において共同処理する事務の変更及び久留米広域市町村圏事務組合同規約の変更に伴う財産処分に  
関する協議についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

〔議員10名中起立10名〕

○議長（安丸眞一郎） 起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決しました。

日程第9. 議案第54号 令和2年度大刀洗町一般会計補正予算（第7号）について

○議長（安丸眞一郎） 日程第9、議案第54号令和2年度大刀洗町一般会計補正予算（第7号）についてを議題といたします。

これから、1日目に続き質疑を行います。質疑ございませんか。2番、隠塚春子議員。

○議員（2番 隠塚 春子） 17ページの移動スーパーの件なんですけど、これはとてもよいことだと思っております。ただ、ただというか、チラシが既に回ってきましたけれども、とくし丸さんは補助がなくても始めるおつもりでいらっしゃるのかを確認させていただきます。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。佐々木産業課長。

○産業課長（佐々木大輔） 隠塚議員の御質問にお答えいたします。

移動スーパー事業、とくし丸というところがやる予定になっておりますが、そちらが、町の補助がなくても事業を実施するかという質問でございます。

この事業については、Aコープ九州が、とくし丸のノウハウを受けて移動スーパー事業に取り組むものです。で、その事業を実施するに当たって、Aコープが販売パートナーさんを募集し、その応募があつて、今、事業が進んでいるところでございます。

で、今、協議しているところで補助金を出すところで予算を計上させていただいておりますが、事業についてはもう進んでおりますので、補助がなくても事業を実施されるものと考えております。

以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） よろしいですか。ほかございませんか。

〔なし〕

○議長（安丸眞一郎） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論は原案に対する反対討論、次に賛成討論と交互に行います。討論ございませんか。

〔なし〕

○議長（安丸眞一郎） 討論なしと認めます。

これから、議案第54号令和2年度大刀洗町一般会計補正予算（第7号）についてを採決いたします。本案は原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

〔議員10名中起立10名〕

○議長（安丸眞一郎） 起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決しました。

---

日程第10. 議案第55号 令和2年度大刀洗町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

について

○議長（安丸眞一郎） 日程第10、議案第55号令和2年度大刀洗町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

これから、1日目に続き質疑を行います。質疑ございませんか。

[なし]

○議長（安丸眞一郎） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ございませんか。

[なし]

○議長（安丸眞一郎） 討論なしと認めます。

これから、議案第55号令和2年度大刀洗町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてを採決いたします。本案は原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

[議員10名中起立10名]

○議長（安丸眞一郎） 起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決しました。

---

日程第11. 議案第56号 令和2年度大刀洗町後期高齢者医療保険特別会計補正予算

（第2号）について

○議長（安丸眞一郎） 日程第11、議案第56号令和2年度大刀洗町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

これから、1日目に続き質疑を行います。質疑ございませんか。

[なし]

○議長（安丸眞一郎） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ございませんか。

[なし]

○議長（安丸眞一郎） 討論なしと認めます。

これから、議案第56号令和2年度大刀洗町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第2号）についてを採決いたします。本案は原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

[議員10名中起立10名]

○議長（安丸眞一郎） 起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決しました。

---

日程第12. 議案第57号 令和2年度大刀洗町下水道事業特別会計補正予算（第3号）  
について

○議長（安丸眞一郎） 日程第12、議案第57号令和2年度大刀洗町下水道事業特別会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

これから、1日目に続き質疑を行います。質疑ございませんか。

〔なし〕

○議長（安丸眞一郎） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ございませんか。

〔なし〕

○議長（安丸眞一郎） 討論なしと認めます。

これから、議案第57号令和2年度大刀洗町下水道事業特別会計補正予算（第3号）についてを採決いたします。本案は原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

〔議員10名中起立10名〕

○議長（安丸眞一郎） 起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決しました。

---

日程第13. 議案第58号 令和2年度大刀洗町一般会計補正予算（第8号）について

○議長（安丸眞一郎） 日程第13、議案第58号令和2年度大刀洗町一般会計補正予算（第8号）についてを議題といたします。

提案理由及び内容の説明を求めます。重松総務課長。

○総務課長（重松 俊一） 総務課の重松でございます。

それでは、議案第58号について御説明いたします。議案書をご覧ください。

1枚めくっていただいて、議案第58号令和2年度大刀洗町一般会計補正予算（第8号）について御説明いたします。

まず、第1条としまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ841万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ109億1,944万4,000円とする。令和2年12月16日提出。町長名で提出をしております。

それでは、支出について御説明いたします。議案書の6ページをご覧ください。

6ページ、2款1項1目総務費の一般管理費でございます。補正額211万6,000円、主なものとしましては、まず、2節の給与と共済費22万円、13節使用料60万、負担金15万1,000円。これらにつきましては、職員の内閣府での研修に1月から3月まで実施するというので予算を組ませていただいております。

次に、5目財産管理費、補正額441万。これは公用車の10人乗りワゴンを購入するもので

ございます。今現在使用中の公用車の10人乗りワゴンが平成8年購入で、24年ほどたっており、老朽化もしておりますので、今回、買い替えにすると。

ただ、来年度の当初予算で計上すれば、どうしても納期に半月近くかかりますので、もう4月から早めにしたいたいと思っておりますので、12月補正で計上させていただいております。

9款5項7目ドリームセンター費、補正額188万7,000円。これはドリームセンターの南側正面玄関が車両による物損事故により破損しましたので、改修費として188万7,000円を計上しております。

次に、歳入について御説明いたします。5ページをご覧ください。

18款1項1目基金繰入金、まず、財政調整基金繰入金として400万3,000円を計上しております。次に、ふるさと応援基金繰入金として441万円を計上しております。

以上で、議案第58号の一般会計補正予算（第8号）についての説明を終わります。御審議、よろしく願いいたします。

○議長（安丸眞一郎） これから質疑を行います。質疑ありませんか。7番、平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） では、質問をさせていただきます。

まず、6ページの2款1項1目一般管理費の中で、職員の派遣ということが提案されておりますが、これは補正予算の、かつ最終日の追加ということで、極めて補正予算の中でも例外的、緊急的な事業についての提案だろうと思います。

で、その極めて緊急的、必要性の高い議案であるという御説明をやはり頂きたいと思うんです。これがなぜ最終日の追加議案として、この職員派遣が提案されたのか、その経緯についてももう少し詳しくお聞かせいただきたいんですが。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） 平山議員の御質問にお答えいたします。

職員派遣の経緯についての御質問でございます。

これについては、まず、派遣先は内閣府でございます。今、河野太郎行政改革担当大臣の下で、いろいろな規制改革等のプロジェクトチームが組まれておりまして、いろんな検討が行われておるところでございます。

その際、内閣府のほうから、大刀洗町のほうから職員を派遣をしないかというお声がけをいただきましたので、このたび補正予算を計上したところでございます。

今、そのプロジェクトチームと申しますのが、大体、国の職員と、それから自治体あるいは民間のほうからの派遣組と、大体半数程度になっておるんですけれども、自治体からの派遣組というのが都道府県と政令市がほとんどでございまして、一般の市が1名、町村からの派遣はないというふうに伺っております。そのため、小規模自治体の実態なり、行政の実務というのが、なか

なかその中で声も届きませんし、実態が分からないということがございましたので、今回、内閣府のほうから大刀洗のほうに派遣を検討してもらえないかという依頼があり、今回、この職員派遣に係る経費を計上させていただいているところでございます。

○議長（安丸眞一郎） よろしいですか。7番、平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） 先般の説明の中では、自治体から希望するというのも御説明もありましたし、先ほどの説明では、内閣府からのお話があったということで、そこら辺の時系列の話についてちょっと不明な点があります。

で、当町としては、以前から手を挙げていたわけではないし、各事業の質疑においても、とにかく今は、庁舎内においてはマンパワーが足りていないという説明が、各質問ごとにあつてるところです。で、その中で、この最終日の追加補正で上がってくるということに対して、私としては納得するに足りるだけのものなのだろうかというのがあります。

で、説明資料を見ておきますと、内閣府の中に規制改革推進室というのがあって、ここに派遣をするということですが、これは内閣府さんから話があったということだけれども、実際にこの財源は町の単費で行われるわけですね。ということは、この研修というのは、いわゆる内閣府の中における業務と研修の振り分けといいますか、業務をしながら研修して、しかも、こちらが全て人件費等を持つということになるのでしょうか。そこについて、もう少し詳しくお聞かせいただきたいんですが。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） 平山議員の御質問にお答えします。

この研修派遣につきましては、内閣府の本府行政実務研修実施要綱に基づいて、実務研修という位置づけで形式的には行われることになっております。このため、この研修に係る職員の人件費等については自治体側の負担となっております。

それから、先ほど議員のほうから、職員数が足りないという中で、なぜこの時期に職員を派遣するのかというふうな御趣旨の御発言がありましたけれども、職員が少ない小規模自治体であるからこそ、職員の育成は大変重要な課題だと思っております。これまでも、大刀洗町ではこの10年少しの間、福岡県、久留米市、それからNPO法人、あるいは、東京財団の週末学校とか、いろんなところに職員を派遣いたしてきております。

そうして派遣した職員が、その派遣先でいろいろな行政実務あるいは人とのネットワークを構築をしてき、そのかいがあって、今いろんな事業が、新しい事業も含めて役場職員が積極的に取り組むような、そういうふうな前向きな役場に変わってきているところでございます。

ですから、今回もそういう国の職員、あるいは都道府県、政令市、民間の方たちと一緒にあって、今の本当に最先端の行政をどう動かすかというところで職務の経験ができるというのは、そ

の派遣される職員にとって、非常に重要な財産になると思っておりますし、それは大刀洗町の役場にとっても、今後、重要な財産であり、ネットワークになるというふうに確信をいたしております。

○議長（安丸眞一郎） 7番、平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） では、3問目になります。

そもそも、その研修が有効であるかどうかという点では、この規制改革推進室というものがいつ設立され、どのような業務を行っているのかということ。

それから、これを最長2年間ということであれば、来年度も引き続きこの研修を行った場合に、町の単費負担が幾らぐらいになるかを想定していらっしゃるのか、これを最後に質問したいと思います。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。重松総務課長。

○総務課長（重松 俊一） まず、規制改革推進室についてでございますけども、これは平成19年1月に内閣府に設置をされております。

で、どういうことをやるかにつきましては、現在の経済社会の構造改革を進める観点から、規制改革の一層の推進を図るために、各省庁との調整を図ったり、施策を決めたりするということが記載をされておりましたので、各省庁との調整及び企画・施行を行うという、要するに、縁の下の力持ちみたいな形の業務をするということで説明はあっております。

以上で私の説明は終わります。

○議長（安丸眞一郎） 中山町長。

○町長（中山 哲志） 平山議員の御質問にお答えをいたします。

職員の派遣期間についての御質問でございます。

これにつきましては、形式上は内閣府への行政実務研修の枠組の中で派遣をいたすこととしておりますけれども、基本的には、河野大臣のこの規制改革のプロジェクトチームへの派遣でございまして、そのプロジェクトチームが解散になるまでの期間の派遣を実施したいというふうに考えております。

○議長（安丸眞一郎） ほか、ございませんか。2番、隠塚春子議員。

○議員（2番 隠塚 春子） 今のプロジェクトチームが、それでは、いつごろ解散されるとかいう予想は当然つかない。実は、聞きたかったのは、これが継続して数年行われるものなのかというのを、実は、手を挙げたときに聞きたかったんですけれども。

ということは、今の町長の御答弁では、来年にも、今の感覚ではないとは思いますが、解散がいつになるか分からないということだと理解しましたが、それに応じて派遣期間を対応するという理解でよろしいのでしょうか。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） 隠塚議員の御質問にお答えします。

職員の派遣期間についてですけれども、おっしゃるとおりそのプロジェクトチームがある間、当面の間、派遣をするということでございます。

○議長（安丸眞一郎） よろしいですか。ほかはございませんか。9番、古賀世章議員。

○議員（9番 古賀 世章） 9番の古賀でございます。1点だけお尋ねいたします。

6ページの一番下に、ドリームセンター費というのが書いてございます。先ほどの説明では、車両による物損事故だというふうなお話でございました。先日、ちょっと情報は聞かせていただいておりますが、もっと具体的な事故の原因と、それに対する再発防止がどうなっているかという2点だけお尋ねをいたします。よろしくお願ひします。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。村田地域振興課長。

○地域振興課長（村田 まみ） 古賀議員の御質問にお答えいたします。

ドリームセンターの入り口ドア補修工事の追加補正の件でございます。

こちらに関しましては、令和2年12月2日水曜日午後3時30分ごろ、ドリームセンターの敷地内、入り口におきまして起きた事故でございます。

事故概要としましては、大刀洗町のドリームセンター入り口におきまして、撤収作業中のさくら市場スタッフによります公用車を運転中にブレーキとアクセルを踏み間違えまして、入り口ドアのほうに接触したものでございます。

損害状況としましては、大刀洗ドリームセンターの入り口ドアフレームなどの破損並びに公用車接触による車体の破損となっております。

事後処理に関してでございます。運転者のほうより始末書のほうを受理いたしまして、私、地域振興課長のほうより口頭注意を行っております。

以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） よろしいですか。9番、古賀世章議員。

○議員（9番 古賀 世章） ありがとうございますでしたが、ちょっと原因のところ、先ほど、アクセルとブレーキを踏み間違いというふうにおっしゃったように思いますが、もうあらかじめ分かるとるならば、何でそういうことをしたかなと思ったんです。特に単純な理由というのは、再発防止というのは非常に難しいだろうと思います。

だから、原因をきちんと追究することによって、もう二度とこういうことが起きないよと。ないしは、再発防止のときに、同じ職員さんたちも車を運転されるでしょうから、やっぱりそういう方にも、こういうことは絶対はやめようよねとか言うことが大事かと思うわけです。そういうところはいかがでしょうか。もう一回、再確認したいんですが。

○議長（安丸眞一郎） 再発防止に向けた取組ということでの質問です。重松総務課長。

○総務課長（重松 俊一） 再発防止の取組としまして、まず、職員につきましては、昨日の朝礼において各課長に事故の事例と今後の再発防止のことを申し上げまして、全職員に課長から通達を出したところでございます。

○議長（安丸眞一郎） よろしいですか。村田地域振興課長。

○地域振興課長（村田 まみ） 補足をいたします。

さくら市場のスタッフにつきましてはの口頭指導でございますが、運転者のほうには、今後、公用車の使用のほうを行わないということで確認をしております。

以上です。

○議長（安丸眞一郎） ほかほございませんか。9番、古賀世章議員。

○議員（9番 古賀 世章） 大体分かったんですが、ちょっと対応というか、処分というか、個人一人だけにそういうことをされるといのは、いかななものかとも思います。もちろんそれは大事なことでありますけれども、そこはやっぱり全体を見て考えられたほうがいいんじゃないかという気もいたします。

以上です。ありがとうございました。

○議長（安丸眞一郎） 4番、野瀬繁隆議員。

○議員（4番 野瀬 繁隆） 同じ件でございますけれども、これは対物保険と申しますか、そういうので、当然入って来るかどうかちょっとよう分からんから、歳入には含まれていないと思うんですが、そこら辺、車全体です。庁用車はいっぱいありますけど、その保険の関係等が対物なんか入っていないんだよというのか、自分の建物にぶつけたんだから、それは出ないんじゃないかということなのか、そこら辺をちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。重松総務課長。

○総務課長（重松 俊一） 対物保険の件でございます。

まず保険には、公用車は全国自治協会自動車損害共済という保険に入っております。建物につきましては、ドリームセンターですけども、全国自治協会建物災害共済に入っております。ですから、車両及び建物は保険にはそれぞれ入っております。

まず、公用車につきましては、ドリームセンターが公用車と同じ所有、大刀洗町の所有でございますので、同一所有には損害は対象外になっておりますから、車両が壊れた分につきましては、車両保険のほうで対応できます。ただ、ドリームセンターのほうには対応できませんので、ドリームセンターの保険につきましては、先ほどの建物災害共済の保険のほうから対応するという形になっております。

以上です。

○議長（安丸眞一郎） よろしいですか。ほかはございませんか。11番、高橋直也議員。

○議員（11番 高橋 直也） 11番、高橋です。内閣府の派遣について、ちょっとまた戻るんですけども、確かに、町長が言われるように職員のスキルアップのためには、すごくいいことだということは、私も分かります。手弁当でもって職員が町の今後の財産になるということもすごく分かります。

ただ、ただでさえ、この大刀洗町の人口規模に対して職員の数が足りていないというふうな話も聞かれる中で、それも優秀な職員を送り出すということで、分かりやすく言うと、野球は9人でしなくちゃいけないのに、7人ぐらいでしているのに、それなのに、なおかつ職員を出すということであれば、職員の業務圧迫も本当これ以上進むと、職員さんもすごく大変じゃないかなと思っております。その辺は、職員の補充とか、その辺については、町長、お考えはどのように思っておられるのでしょうか。お聞かせください。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） 高橋議員の御質問にお答えをします。

職場の職員数を含めた職場体制についての御質問でございます。

議員御指摘のように、大刀洗町の職員数はかなり少ないというか、少数精鋭でやってきているところでございます。そのため、先ほどの答弁と重複して恐縮ですけれども、だからこそ、職員の人材育成と能力開発については力を入れてこれまでも来たところでございます。

御質問の、じゃ、本当にその職員が派遣に行って、職場の体制が整うのかというふうな御質問でございますけれども、ここ数年、職員数については採用等で、若干ずつですけれども増員をしてきたところではあり、来年度も増員する予定でございます。

また、内々に人選等も進めておりますけれども、担当課長にもその職員を派遣しても大丈夫かというふうな内諾は頂いているところでございます。

また併せて、今回の補正予算を可決いただきましたら、職員の追加での採用あるいは早期での、普通、職員の採用というのは4月からなんですけれども、早期の採用ができないかというのは検討してまいりたいと考えております。

○議長（安丸眞一郎） よろしいですか。11番、高橋直也議員。

○議員（11番 高橋 直也） 安心しました。それでは、職員の数が足りないからということがないように、全体的にしっかりと気を遣っていただきたいと思っております。

○議長（安丸眞一郎） ほかにありませんか。2番、隠塚春子議員。

○議員（2番 隠塚 春子） 関連です。確認ですが、13節の使用料及び賃借料ということで、3か月で60万が上げられておりますが、月20万になります。これには、せこい話かもしれませんが、敷金・礼金が含まれているものでしょうか。それとも、賃料だけなんですか。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） 隠塚議員の御質問にお答えいたします。

この賃料の内訳でございますけれども、今、探しているのが、マンスリーマンションというか、どう言えばいいですか、家具とかそういうのが、一応家財道具があって、身一つで行けばそこに生活できるような分の物件を探しておりまして、敷金・礼金とかは発生をしないというふうに認識をいたしております。

○議長（安丸眞一郎） 2番、隠塚春子議員。

○議員（2番 隠塚 春子） それであれば、月に20万というのはかなりの一等地か、かなりすごい部屋ということになりますけれども、そこに関してはどうなんでしょうか。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） 隠塚議員の御質問にお答えをいたします。

この20万というのは、あくまでも予算上20万と計上しておりますけれども、当然それより安くなるような物件も含めて探しております。

ただ、今、福岡あたりの賃料と都内の賃料というのはかなり違いますので、例えば、内閣府のところに行くまで大体電車等で1時間ぐらいかかるようなところでも、マンスリーマンションは大体十五、六万ぐらいはかかるというふうに聞いております。

○議長（安丸眞一郎） よろしいですか。隠塚春子議員。

○議員（2番 隠塚 春子） 東京は家賃が高いということは十分承知しておりますので、行かるとなったら通勤に支障がない範囲で、負担がないようにはお願いしたいとは思いますが、やはり税金を使って行くわけですから、そこら辺の経費のこともお考えいただいて、あまり安いと汚いというのは困るとは思いますけれども、そのところは十分検討をお願いしたいと思います。

○議長（安丸眞一郎） ほかはありますか。7番、平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） もう一件、別件で、同じく6ページの2款1項5目の財産管理費で、公用車を新たに1台購入するということで、先ほどの説明では、現有車両の老朽化に伴いという御説明だったとお聞きしておりますが、そうであるならば、なぜ今、先ほどと同じことなんですが、なぜ、その12月の追加補正という極めて例外的な手法でもってこの予算が提案されたのか、今でなければならぬということについて、もう少し説明をお願いしたいんですが。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。重松総務課長。

○総務課長（重松 俊一） それでは、公用車の購入をなぜ12月補正に上げたかということでございますけれども、（「追加です」と呼ぶ者あり）追加ですね。

まず、先ほど申しましたように、古い車がもう20年経過して老朽化しているというのが1点あります。それと、令和3年度に公用車の購入ということで計画はしておりましたけれども、やは

り購入するのに、発注から納車まで半年、6か月近くかかるというのがありましたので、それであれば、もう早めの12月に補正に計上させて、4月以降に早めに運用したいということで、計上させていただいております。

以上です。

○議長（安丸眞一郎） よろしいですか。11番、高橋直也議員。

○議員（11番 高橋 直也） 町の公用車の買換え規定とかはないんでしょうか。例えば、10年間何万キロとか。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。どなたが答弁されますか。重松総務課長。

○総務課長（重松 俊一） 大まかな規定はございますけど、ちょっと今、手元に資料がないんですけども、新規登録して、例えば10年とか、15年とか、もしくは走行距離で10万とか15万キロ、何かそういう規定はあったと思います。

ただ、今、手元に資料がないので、ちょっと詳しい説明はできません。申し訳ございません。

○議長（安丸眞一郎） 11番、高橋直也議員。

○議員（11番 高橋 直也） 消防車とかも15年の30万キロとか、いろいろ規定があるんです。そういう中で計画を立てて、予算を組んでいくというのが本来の流れじゃないかと思うんです。

で、これ本当、補正の追加で上がってきている予算ですので、本当にこの緊急性があるのかというところも、ちょっと疑問に思っているところがあります。

また、6か月納期がかかると言いますが、これ、どっちみち特殊車両ですので、半年は多分納期が必要だと思うんです。

で、もう一度確認なんですけども、この買換え、今のワゴン車が古いと、すごく走行距離も走っていると聞いていますけれども、まだ動いているんですよね。これ買い換えたら、それはもう入替えという形でそのまま廃車にするんですか。この2点をちょっとお聞かせください。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。重松総務課長。

○総務課長（重松 俊一） 今現在動いている、古い、20年経過した車両でございますけども、まず、走行距離が14万キロ近く走っております。

で、今現在、何とか動いている状態でありますけども、遠出をするとちょっと怖い形で、いつ止まってもおかしくないというほどではないかもしれませんが、あまりいい状態ではないということを聞いております。

それと、9月に車検を迎えておりますけども、車検を受けずに廃車する予定にしております。

以上です。

○議長（安丸眞一郎） 11番、高橋直也議員。

○議員（11番 高橋 直也） 分かりました。命を載せて走る車両ですので、もうこの際、もし買い換えられるのであれば、そういった危険が伴うような車は、もう廃車にしてもらいたいと思います。

そして、今後、車両の買換えの規定と照らし合わせながら、前もって予算取りをしていただきたいということを付け加えておきます。

○議長（安丸眞一郎） ほかはありませんか。

[なし]

○議長（安丸眞一郎） ここで、暫時休憩といたします。議場の時計で10時10分から再開をしたいと思います。

休憩 午前9時50分

.....

再開 午前10時11分

○議長（安丸眞一郎） 休憩前に続き、質疑を再開します。

先ほどの高橋議員の質問に対して、執行部のほうから再度答弁があるということですので許可をします。重松総務課長。

○総務課長（重松 俊一） 先ほどの高橋議員のほうから公用車の買換え基準についての御質問がありました。

確認しましたところ、まず、買換え基準としましては経年です。まず、新規登録後15年経過もしくは走行距離15万キロ以上が一応買換えの基準となっております。

○議長（安丸眞一郎） 11番、高橋直也議員。

○議員（11番 高橋 直也） 11番、高橋です。その規定がいつつくられたかにもよりますが、今、車の性能も大分よくなってきていますので、その辺は見直したほうがいいかもしれないということをちょっと付け加えて申し述べておきます。でないと、町の公用車、この規定をオーバーしている車がたくさんあるということであれば、規定違反になるじゃないですか。節約も分かるんですけども、その辺はちょっと今の時代のニーズに合わせて規定も見直してほしいということを付け加えておきます。

○議長（安丸眞一郎） ほか、ありませんか。4番、野瀬繁隆議員。

○議員（4番 野瀬 繁隆） 先ほどの事故の件でございますけど、口頭注意はしたということでございますけれども、今後乗らないとか、私は逆だと思うんです。

それは、やっぱり注意すべきことはきちっと注意して、やっぱり今の時代、車でないと業務ができない。そういうことを委縮させるようなことではなくて、むしろきちっとそれは注意をすべきだと思うんですけど、あと、車に乗らないようにしてくださいとか、本人が言っているのかど

うか分かりませんが、私はやっぱり教育的に見れば、きちっと運転を今後やってくださいという  
ことで注意喚起してやったほうが、むしろいいのではないかなというように思いますので、よ  
ろしくお願ひしたいと思います。

○議長（安丸眞一郎） 答弁はよろしいですか。

ほか、ありませんか。7番、平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） ちょっと自由討議を踏まえて、また質疑をいたします。

先ほどの職員の件ですが、町長のほうから、こういうときだからこそ職員の資質の向上という  
ことでありました。

やはり、補正でこれを急遽組むにあたっては、なおその具体的な説明は必要だろうということ  
で、1つは河野大臣のプロジェクトチームというものに派遣することによって、どのような職員  
の資質向上の効果を得られるものなのかということ。

それと、先ほどお答えいただきませんでしたですが、年間の経費等についてもやっぱり相当なもの  
になると思うんですが、そちらについての見通し等、改めてありましたらお願ひいたします。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。重松総務課長。

○総務課長（重松 俊一） 平山議員の、まず私のほうから年間経費についてお答えいたします。

令和3年度1年間の年間経費でございますけども、まず地域手当として72万円と住宅借り上  
げ料、先ほどのマンスリーマンションということでお答えしておりましたけれども、そちらのほ  
うが一応予算的には20万の12か月で240万。合計312万を考えております。これ、一応  
令和3年度でございます。

以上です。

○議長（安丸眞一郎） 中山町長。

○町長（中山 哲志） 平山議員の御質問にお答えします。

職員派遣にあたって、どういうふうな研修効果を見込んでいるかという御趣旨の御質問でござ  
います。

まず、このプロジェクトチームというのは先ほど申し上げましたとおり、国、県、政令市、一  
般市それから民間の多様な人材が集まって業務にあたっているところでございます。やっぱり、  
いろんな背景を持った職員が一堂に会して業務にあたる中で業務に従事できるというのは、今ま  
で町の中だけで業務していたときとはやはり考え方や行政の進め方、ものの考え方、いろんな  
ものがその職員にとって勉強になるんだろうと思っています。

また、そこで培われたネットワークというか人のつながり、それもその職員にとっては大変な  
財産になると思っておりますし、町の財産にもつながっていくというふうに思っております。

また、今、国の最先端というか、どういうふうに政策が決定なり、つくられていくのかという

のを目の当たりにできる、めったにないというか、まずないチャンスでございますし、逆に私どものような小規模自治体の実態なりを国政に、国に届けるいい機会だというふうに考えております。

○議長（安丸眞一郎） よろしいですか。7番、平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） この件に限らず、前任の町長の時代から、私が考えるに極めて具体的でない、特に補正予算でいきなり新規事業が出てきたり、その答弁がやはり具体的でない。資質向上であるとか、目に見えない効果であるとか、やってみないと分からんとかいろんな答弁がありました。

こういった行政手法については、これまでの突然補正で、しかも追加で出してくるようなやり方については、やはり厳しく反省をして、今後本来の行政の予算主義に立ち返った必要な補正を、十分な事業計画や事業目的、事業効果等を十分に議会に説明していただくように、その本筋をぜひ見誤らないようにしていただきたいと思います。

これについては賛否、議員でいろいろあると思いますので私も後ほど述べたいと思います。

以上です。

○議長（安丸眞一郎） ほか、ありませんか。

[なし]

○議長（安丸眞一郎） これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論は、本案に対する反対討論、次に賛成討論と交互に行います。討論ありませんか。2番、隠塚春子議員。

○議員（2番 隠塚 春子） 2番、隠塚でございます。私は、反対の立場から討論させていただきます。

まず、全部が反対をするものではなくて、ドリームセンターの修繕工事費については賛成いたしますが、何度か質疑にも上がっておりましたように、1点目は内閣府の規制改革推進室への派遣です。

人材育成に力を注ぐことに関しては賛同いたしますが、研修効果の見込み、期待について具体性を感じられないこと。それから、マンパワー不足が何度か挙げられておりましたが、採用の前倒しをすとかいうことで答弁をいただきましたが、具体性を感じられないこと、整合性に疑問が残ること。

2点目は、当初予算に上程されていた資料からすると、購入予定のワゴン車が2台から1台になりましたが、購入理由は経年劣化によるものという説明が先ほどからあっております。もちろん、危険性を考えると公用車の買換えに反対するものではありません。昨年度も修理が行われており、本年2月の建設経済委員会の広島への視察研修の折に故障し、また8月20日の正副委員

長研修の折にも故障をし、クーラーがだめになり、ウインカーもだめになってひやひやししながら帰ってきたことは記憶に新しいところです。そのような状態を思うと、当初予算で計上されるか、あるいは6月、9月議会や臨時議会もありましたので、その折に上程されるべきだったと考えます。

納車に半年ほどかかると説明を受けましたが、4月から運用したいという答弁も先ほどありました。なお、現在使用中の公用車は9月が車検とかということも先ほど述べられましたが、9月の車検切れまで使用するというもおっしゃっておられました。経年劣化による買換えであるならば、先ほど高橋議員が言われたように納車されたときに処分されたてしかるべきだと考えます。

いただいた資料のワゴン車購入を1台にして、老朽化という提案理由で品目変更は不誠実と思えてなりません。予算編成や補正予算の在り方自体に疑問を感じます。

よって、本案には賛成いたしかねます。議員各位の御賛同をお願いいたします。

○議長（安丸眞一郎） 賛成討論はございませんか。3番、平田康雄議員。

○議員（3番 平田 康雄） 議席番号3番、平田康雄です。私は、賛成の立場から討論いたします。

今回の一般会計補正予算は、841万3,000円を追加補正するものであります。補正すべき事項は3点あります。

その中で、ポイントというのは一般管理費211万6,000円の補正じゃないかと思っております。この予算は、東京で行われる行政実務研修に職員を1名派遣するためのものであります。本来ならば、このような全国規模の研修というのは、先ほど町長が言われましたように、県とか政令市といった大規模自治体の職員を対象として実施されるわけでございますけれども、本町のような小さな自治体の職員が参加できる機会はほとんどないと思います。

そういう中で、今回本町に参加要請があったのは、香港事業とか東京での事業展開、あるいは住民協議会の開催など様々な事業を通して本町の積極的活動が評価されたのではないかと考えております。

研修を通して職員が大きく成長し、将来の大刀洗町を背負っていく人材に育つことが期待されるわけでございます。

せっかくの機会でございます。ぜひ、職員を研修に派遣すべきであります。

以上をもって討論を終わります。議員各位の御賛同をお願いいたします。

○議長（安丸眞一郎） ほかに討論ございませんか。7番、平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） 7番、平山です。私は、本案に反対の立場から討論を申し上げます。

申し上げておりますように、補正予算の、かつ最終日での追加議案ということでもありますから、

極めて例外的で緊急を要するものでなければなりません。

また、事業計画や当初予算との整合性についても厳しく問われなければならないし、議員が納得するに足る説明がなされなくてはならないと考えます。

そもそも補正予算というのは、当初予算を調整した後の緊急かつやむを得ない事情、例えば災害の発生ですとか法制度の改正、経済動向の変動や国庫事業の確定、あるいは義務的経費の実績による追加などが行われるべきであります。

しかるに、今回2点につき疑問があります。

1点目につきましては、2款1項1目の職員研修に係る件であります。質疑でもありましたが、その経緯や職務内容、緊急性について賛同するに足る答弁があったとは思えません。まして、河野大臣のプロジェクトチームというものが、職員の資質向上にどのように資するものなのか、具体的ではないと考えます。

それから、2款1項5目の車両費についてであります。この追加上程にあたって予算案について変更がありました。その変更前の予算書と比べてみましても、この車両買換えの目的、緊急性、その差し替えの整合性が、納得の行く説明があったとは思えません。私は、その車両の買換えについて、そのものについて反対するものじゃありませんし、例えば地域でバスを回すような事業についても反対という立場ではありませんが、このような形で当初の説明と異なる目的で、かつ、その緊急性についても十分なその説明がないままの提案というものは、やはりこの行政の手法としては不適切だろうと思います。

補正予算というものの提案にあたっては、やはり予算主義の例外として緊急、やむを得ないもの、それから緊急性の有無など、行政の原則にのっとり厳しく精査の上、今後提案くださることを強く求めるものであります。

それから、3点目の事故処理についても反対するものではありませんが、他議員から指摘もありましたとおり、事故処理については、報告書にありましたが個人の権利やその責任等についてはなお精査が必要だと思います。

以上の点から、私は本予算案には賛成できませんので、反対の討論といたします。議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（安丸眞一郎） ほかに討論ございませんか。4番、野瀬繁隆議員。

○議員（4番 野瀬 繁隆） 4番、野瀬繁隆でございます。私は、補正予算、この8号について賛成する立場で討論したいと思います。

まず、大きくは2点ありまして、1つはその職員派遣ということについて緊急性があるのかとかいうお話がっております。

例えば、これは各省庁のいろんな考え方がありまして、内閣改造があつて、やっぱり大臣がい

ろんな方針を示して、その中でこういうことをやっていこうということで組織をきちっと整えていく。私が、まず感じましたのは、いろんな自治体あるいは民間からも人が来ます。そういう中で、一番小さな自治体からの声もほしいというのは、ものをみんな上から見たり、横から見たりするのではなくて、下からみたらまた見え方も違うし、そういうことをきちっと意見を言えるような場をつくるということ。そういうことはやっぱりこの推進室ですか、そういう中において非常に貴重な経験ができるのかなと思います。

むしろ、それよりも私はやっぱり役場として、その派遣される職員さんをやっぱりきちっとバックアップしてあげることが非常に大事だと思います。それが、ひいては本人のスキルアップもあるかもしれませんが、後に大きく貢献できるような形になるだろうというのを大いに期待をしております。

もう1つは事故の件でございますけど、やっぱり先ほどもちょっと質問しましたが、いろんなその保険制度をやっぱりきちっと拡充しておってもらいたい。それで、思い切って業務ができるということをお願い申し上げて、私の賛成討論を終わります。

○議長（安丸眞一郎） ほか、討論ございませんか。

〔なし〕

○議長（安丸眞一郎） これで討論を終わります。

これから、議案第58号令和2年度大刀洗町一般会計補正予算（第8号）についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

〔議員10名中起立8名〕

○議長（安丸眞一郎） 10名中起立8名です。起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決しました。

---

#### **日程第14、請願第2号 全企業へ「永久劣後ローン」融資制度の創設を求める決議を要望する請願**

○議長（安丸眞一郎） 日程第14、請願第2号全企業へ『永久劣後ローン』融資制度の創設を求める決議を要望する請願を議題といたします。

建設経済委員会、松熊武比古委員長、登壇して報告をお願いします。松熊委員長。

○建設経済委員長（松熊武比古） 建設経済委員会より委員長報告をいたします。

令和2年10月定例会において、建設経済委員会に付託されました、請願第2号全企業へ『永久劣後ローン』融資制度の創設を求める決議を要望する請願についての審査の結果を得ましたので、ここに報告いたします。

委員会は、令和2年12月14日1時半より、協議会室において開催し、出席議員は5名、これに安丸議長も御出席をお願いして出席していただきました。安丸議長及び紹介議員であります隠塚議員、請願者、一般社団法人福岡県中小企業家同友会榎原理事の出席を得て、審査をいたしました。

続いて、審査の状況について申し上げます。

まず、紹介議員より請願の趣旨、内容の説明及び請願者より意見、補足説明を受けた後、審査を行いました。

紹介議員及び請願者からは、コロナ禍の中で企業は売上の減少により疲弊し、倒産や廃業に追い込まれている状況にあること。永久劣後ローン融資制度は、返済期限のない他の債権より元本の返済順位が低い制度で、そのために金利は多少高くなるが、金利のみを支払い、業績がよくなったときに返済するものである。対象となる企業の事情を把握している地元の金融機関が窓口になり、国がその債権を買い上げる制度になるため、金融機関のリスクも少なくなり、現行の資本制劣後ローン融資制度では対象となる企業が限られており、支援策としては不十分であり、305万の中小企業や小規模事業者のために必要な制度であることが唱えられました。

各委員からは、具体的な金利や返済期限等、及び金融機関の審査基準、また意図的な倒産等による制度の悪用などについて意見が出されましたが、細かい制度設計は専門家の意見を受けて抜け目のないような制度を創設する旨の説明がありました。

また、同友会の支部の各自治体に対する請願行動については、うきは市、大牟田市、飯塚市が9月議会で採択、その他の自治体においては12月議会で検討されている状況の報告がありました。

大刀洗町建設経済委員会では、審査の結果はお手元に配付されています審査報告書のとおりでございます。満場一致で採択すべきものと決しました。

以上で、委員長の報告を終わります。

○議長（安丸眞一郎） これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安丸眞一郎） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安丸眞一郎） 討論なしと認めます。

これから、請願第2号全企業へ『永久劣後ローン』融資制度の創設を求める決議を要望する請願を採決いたします。

本請願に対する委員会の報告どおり決定することに賛成の議員は起立願います。

〔議員10名中起立10名〕

○議長（安丸眞一郎） 起立全員です。したがって、本請願については採択することに決定しました。

---

日程第15、発議第3号 全企業へ「永久劣後ローン」融資制度の創設を求める意見書

○議長（安丸眞一郎） 日程第15、発議第3号全企業へ「永久劣後ローン」融資制度の創設を求める意見書を議題といたします。

まず、意見書を朗読願います。棚町事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（安丸眞一郎） それでは、ここで提出議員の趣旨説明を求めます。隠塚春子議員。

○議員（2番 隠塚 春子） 「永久劣後ローン」融資制度の創設を求める意見書について説明させていただきます。

先ほど委員長から審査の内容の報告がありましたので重複するかとは思いますが、また今の意見書の内容とほぼ同様のことになるかと思いますが、簡単に説明させていただきます。

コロナ禍の中で、大幅な売上げの減少によって、特に中小企業の多くが倒産や廃業の危機に追い込まれていることは御承知のとおりです。

現在、政府系金融機関などを通じて緊急融資が行われておりますが、いつ回復するのか分からない経済状況下で、数年先には返済が始まる融資では負担が重くのしかかり、追加の融資も困難になってきます。

そこで、「永久劣後ローン」融資制度の創設が望まれております。

先ほどもありましたように、永久とは返済期間の定めがないことを指し、劣後とは元本の返済順位がほかの債権より低いことを意味します。

地域の金融機関が窓口になり、貸付けを行い、その債権を政府と日銀の出資により創設された買取機構が買い上げるという仕組みをつくり、金融機関のリスクを軽減することが図られます。

後のほうにありましたように、資本制劣後ローン融資制度というのが本年6月12日、第2次補正予算支援策において、資本制劣後ローンで支援することになりましたが、違いが2つあります。

1つは、融資の実行の折に貸付期間が定められ、期限一括返済となり、繰上返済をすることができませんが、企業の立ち直りに合わせて元本の返済を可能にすることによって、利息負担を軽減することができることとなります。

2つ目には、資本制劣後ローンの予算では1.3兆円で、対象企業は数千社と想定されていま

す。中小企業、小規模事業者は全国に305万社ほどあり、中小企業支援策としては到底足りません。永久劣後ローン融資制度は、大小を問わず全ての企業が利用可能なものとなり、地域経済の基盤である中小企業の存続と雇用を守り、共存共栄を図る地域金融機関を支援し、育てることを目的とするものです。

以上が意見書の趣旨になります。

○議長（安丸眞一郎） これから質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安丸眞一郎） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安丸眞一郎） 討論なしと認めます。

これから、発議第3号全企業へ「永久劣後ローン」融資制度の創設を求める意見書を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

〔議員10名中起立10名〕

○議長（安丸眞一郎） 起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決しました。

---

**日程第16. 閉会中の継続調査申出について（総務文教厚生委員会、建設経済委員会、議会広報委員会、議会運営委員会）**

○議長（安丸眞一郎） 日程第16、委員会の閉会中の継続調査申出についてを議題といたします。

総務文教厚生委員会、建設経済委員会、議会広報委員会、議会運営委員会の各委員長より、会議規則第75条の規程によって、お手元に配りましたとおり、所管事務調査等の閉会中の継続調査の申出がありました。

お諮りいたします。委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安丸眞一郎） 異議なしと認めます。したがって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

---

○議長（安丸眞一郎） これで、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和2年第10回大刀洗町議会定例会を閉会します。

閉会 午前10時47分

---

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和2年12月16日

議 長 安丸眞一郎

署名議員 森田 勝典

署名議員 隠塚 春子

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和2年12月16日

議 長

署名議員

署名議員